

入札執行公告

下記の業務について制限付一般競争入札(事前審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び宍粟市契約規則(平成17年宍粟市規則第41号)第9条規定に基づき公告します。

令和7年4月30日

宍粟市長 福元晶三

記

業務番号	宍産森委第072002号
業務名	宍粟市地籍調査業務
業務場所	宍粟市千種町西河内 地内他
履行期限	令和8年3月19日
業務担当課	産業部 森林環境課
業務概要	調査地区： 千種町 西河内③地区 A=2.10km ² FⅡ-2、G、H 千種町 室①地区 A=0.22km ² FⅡ-2、G、H 千種町 室②地区 A=2.74km ² FⅡ-1、FⅡ-2、G、H 千種町 西河内④地区 A=1.53km ² C、E、FⅠ、FⅡ-1 千種町 七野地区 A=4.50km ² C、E、FⅠ
入札参加形態	単体企業もしくは特定業務共同企業体(構成は2社又は3社) ※ ただし、市外業者として登録している者は単体のみとする。
年割支払、前金払、部分払の支払条件	支払条件は、次のとおりとする。 1 年割支払 無 2 前金払制度 契約金額が200万円以上となる場合は、保証事業会社と前金払に関し保証契約をした者に対しては、10分の3以内を限度として前金払を行うことができる。 3 部分払 部分払を請求することができ、部分払の回数は工期中3回以内とする。なお、宍粟市の都合により契約工期を変更した場合は、変更後の工期に応じて部分払の回数を変更することがある。
保証金	入札保証金 / 免除 契約保証金 / 契約金額の10%以上

予定価格	事前公表は行いません。
最低制限価格の有無	無
現場説明会	無
入札参加資格	
市外業者として登録している者（以下、「市外業者」）	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和7年度宍粟市入札参加資格者名簿に登録がある者 2 兵庫県内に本店又は契約委任を受けた支店等を有する者 3 測量法（昭和24年6月3日法律第188号）第55条の規定による登録許可を受けた営業所（本店又は支店を含む。）を兵庫県内に有していること。 4 一般社団法人日本国土調査測量協会の会員であること。 5 プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（I SMS）適合性評価制度における審査登録機関から認証を受けていること。 6 令和2年4月1日以降において、官公庁（国、地方公共団体、公社、公団又は事業団等）が発注した地籍調査業務の次の①から③までの工程の全てを元請として受注し、完了した実績を有すること。 <ol style="list-style-type: none"> ①「C工程（地籍図根三角測量）」 ②「D工程（地籍図根多角測量）」又は「D工程省略のF I工程（細部図根測量）」 ③「E工程（一筆地調査）」 <p>なお、上記の業務工程については、次の作業条件を満たすものとする。（実績は複数の契約でも可）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 傾斜条件 「急傾斜地Ⅰ」又は「急傾斜地Ⅱ」 ② 視通状況 「山Ⅰ」又は「山Ⅱ」 <p>※ 作業条件は、「地籍調査事業積算基準書〔公益社団法人全国国土調査協会発行〕」を参照</p>
	技術者要件
	<ol style="list-style-type: none"> 1 本業務に配置する技術者等は、直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係）がある者とし、以下の要件を満たす者とする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 「主任技術者」は、測量士の資格を有し、かつ土地家屋調査士、地籍調査管理技術者、地籍主任調査員のいずれかの資格を有する者とする。 ② 「受託監督者」は、作業員（主任技術者を含む。）以外の者で測量士の資格を有し、かつ土地家屋調査士、地籍調査管理技術者、地籍主任調査員のいずれかの資格を有する者とする。 ③ 「受託検査者」は、作業員（主任技術者を含む。）及び受託監督者以外の者で測量士の資格を有し、かつ土地家屋調査士、地

	籍調査管理技術者、地籍主任調査員のいずれかの資格を有する者とする。こと。
市内業者として登録している者（以下、「市内業者」）	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和7年度宍粟市入札参加資格者名簿（測量業）に登録がある者 2 測量法（昭和24年6月3日法律第188号）第55条の規定による登録許可を受けた営業所（本店）を宍粟市内に有していること。 3 登録時に測量士を3名以上（うち1名は主任技術者とする。）かつ土地家屋調査士、地籍調査管理技術者、地籍主任調査員のいずれかを1名以上保有していること。なお、登録保有数が条件に満たない場合は、特定業務共同企業体結成要領に規定する構成員の資格により共同企業体を結成し条件を満たすことで可とする。
その他の要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する資格制限に該当しないこと。 2 測量法（昭和24年6月3日法律第188号）第57条第2項の規定による営業停止処分の措置期間中でないこと。 3 入札参加申込期限の日から本契約締結の日までに宍粟市並びに兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）及び入札参加資格制限を受けていないこと。 4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。 5 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。 6 本件に参加する他の入札参加者と資本関係がないこと。

入札参加資格確認申請	
申請書及設計図書等配布場所	宍粟市ホームページ(https://www.city.shiso.lg.jp/)で提供。 市ホームページ「事業者の方へ」→「入札・契約」→「入札公告」で各画面を開き、確認してください。
申請書等様式	別に定める様式により行うものとする。
申請期間	公告日から令和7年5月16日（金） 午後5時必着
提出方法	簡易書留郵便に限る。 なお、封筒に「入札参加申請関係書類在中」の旨を明記すること。
提出先	〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6 宍粟市総務部 財務課 入札検査係

提出資料	<p>市外業者は1、2、3、5、6を提出し、市内業者は1、3、5及び必要に応じて4を提出してください。</p> <p>1 競争入札参加資格確認申請書（様式1号）</p> <p>2 地籍調査業務実績調書（様式2号）</p> <p>3 配置予定技術者調書（様式3号）</p> <p>入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者を下記により記載し、資格証明書・講習修了証等の写し及び健康保険証等の雇用関係を証する書類の写しを添付すること。（記号・番号等をマスキングした健康保険証の写し、源泉徴収票の写し等）</p> <p>○市外業者（様式3-1号）</p> <p>主任技術者、受託監督者、受託検査者各1名</p> <p>○市内業者（様式3-2号）</p> <p>主任技術者1名、測量士2名、土地家屋調査士・地籍調査管理技術者・地籍主任調査員いずれか1名</p> <p>4 特定業務共同企業体協定書（様式4号）</p> <p>共同企業体を結成するものについては、1部提出すること。</p> <p>5 宍粟市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第3条第2項に定める誓約書（様式5号）、及び役員調書及び照会承諾書（様式6号）</p> <p>6 プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得していることがわかる証明書の写し</p>
その他	<p>1 入札参加に要する費用は、申請者の負担とする。</p> <p>2 提出された申請書等は、入札参加者の確認以外に使用しません。</p> <p>3 提出された申請書等は返却しない。</p> <p>4 入札参加資格確認申請期限以降は、原則として申請書等の差替え及び再提出は認めない。</p> <p>5 提出した申請書等について、宍粟市からの内容についての確認、問い合わせには速やかに回答すること。</p>
資格確認結果通知	<p>令和7年5月20日（火）</p> <p>入札参加資格確認申請者（共同企業体においては代表者）に直接発送。</p> <p>入札書及び入札用専用封筒様式を同封します。</p>
契約条項等を示す場所	宍粟市産業部 森林環境課 地籍調査担当

入札に関する質疑回答	
質問の期限	<p>令和7年5月13日（火） 午後1時まで</p> <p>指定の質問書により、FAX又はメール送信すること。</p>
提出先	<p>宍粟市産業部 森林環境課 地籍調査担当（千種市民局内）</p> <p>FAX番号 0790-76-3379 電話番号 0790-76-2210（代）</p>

	E-mail:tochichiseki-kk@city.shiso.lg.jp ※送信した旨を提出場所まで必ず電話連絡すること。 ※期日を過ぎたものや電話による質問は受け付けません。
質問に対する回答	令和7年5月14日(水) 午後1時以降 宍粟市ホームページに掲載
入札書の提出	
提出期間	令和7年5月21日(水) から 令和7年5月30日(金) 午後5時まで 期限必着
提出書類	①入札書 ※内訳書の提出: 不要
提出方法	簡易書留郵便に限る。※持参・普通郵便は無効とする。 ※ 封筒(任意様式可)の表側に、指定の様式をのり付けし、入札書を封入すること。
提出先	〒671-2593 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 宍粟市総務部 財務課 入札検査係

開札予定日時	令和7年6月2日(月) 午前9時00分 ※開札時間は前後する場合があります。
開札予定場所	宍粟市役所本庁舎4階 401会議室
同額入札の場合の落札決定	開札の結果、落札となるべき同額入札者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。
入札に関する条件	1 関係法令、宍粟市入札のしおりに定める事項を遵守し入札に参加すること。 2 入札金額は、本業務に係る総価格とすること。 なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
無効とする入札	以下のいずれかに該当する入札は無効とする。 1 本公告に示した入札参加資格のない者、本入札参加資格確認において入札参加資格を有しないとされた者のした入札 2 本入札参加資格確認において入札参加資格を有する者のした入札であっても、開札時において入札参加資格がない者のした入札 3 提出書類等に虚偽の記載をした者のした入札 4 入札に関する条件に違反した入札

異議の申し立て	<p>入札者は、開札後、関係法令(要綱等を含む)、設計図書、入札条件他当該公告、現場及び内容の不明を理由として異議を申し立てることはできない。</p> <p>また、郵便事故等により申請書等又は入札書が宍粟市の指定する提出場所に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。</p>
入札に際しての注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 入札参加資格確認結果通知書を開札日まで保管すること。 2 市内業者においては、当該業務の入札締切日時までに宍粟市が発注する別の業務を新たに受注したことにより受注可能件数を満たした者は当該入札に参加することができない。 3 入札を希望しない場合には、入札書到着前においては入札参加申請又は入札参加資格確認通知以降であっても入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。
契約の締結	<ol style="list-style-type: none"> 1 落札者は、宍粟市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第3条第2項に定める誓約書、役員調書及び照会承諾書を速やかに提出すること。
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。 2 暴力団排除条例制定に伴い、受注者（元請負人）が暴力団関係業者を下請負人としていた場合、市は受注者（元請負人）に対して、当該下請契約の解除等（受注者（元請負人）が当該下請契約の当事者でない場合は、受注者（元請負人）が当事者に対して解除を求めることを含む。）を求める。この解除等による損害については、受注者（元請負人）が責任を負うものとする。また、受注者（元請負人）が正当な理由なく市からの解除要求に応じなかった場合、市は受注者（元請負人）との契約を解除することができる。 <p>また、下請施工を行う場合、受注者（元請負人）は、下請負人に対して「誓約書・役員等調書及び照会承諾書」（これに併せ、下請契約金額が1,000万円以上の契約をする場合は商業登記簿謄本（写し可）の添付が必要。）を提出させ、その写しを監督員に提出しなければならない。なお、商業登記簿謄本（写し）は、契約締結予定日から3ヶ月以内の証明であり、かつ、現在の役員就任等に変更がないものを添付すること。</p> 3 予定価格、入札参加者数及び入札参加者名は、落札者が決定するまで公表しない。開札結果については、予定価格、落札者名、落札金額、入札参加者名及び入札参加者全員の入札金額について公表する。